

白河市広報白河広告掲載取扱要綱

平成17年11月7日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報白河に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載することができる広告は、広報白河の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教的活動等に係るものと認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) その他不相当と市長が認めるもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、表紙及び最終ページを除く各ページの下1段とする。

(広告料)

第4条 広告料は、掲載1回につき、次の各号に掲げる掲載箇所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 各ページの下1段(横178ミリメートル、縦42ミリメートル) 2万4,000円
- (2) 各ページの下1段の2分の1相当(横86ミリメートル、縦42ミリメートル)
1万2,000円

(契約の締結)

第5条 広報白河に広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(別記様式)に広告原稿を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みにより広告を掲載することを決定したときは、別に定める契約書を締結しなければならない。ただし、契約金額が10万円未満の場合には、別に定める承諾書をもって契約書の作成を省略することができる。

(掲載の方法等)

第6条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の回数は、掲載希望者数等により調整することができる。

(掲載広告の割り付け)

第7条 掲載する広告の割り付けについては、市長公室長が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広報白河の広告掲載に関し必要な事項は、市長公室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の広報白河広告掲載取扱要綱(昭和57年8月10日白河市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年5月27日 告示第93号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

広告掲載申込書

年 月 日

白河市長 様

〒

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

FAX _____

「広報白河」に次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

●掲載希望回数 _____ 回

●掲載希望号(申し込まれる月に、◎又は○を付けてください。)

4月1日号	5月1日号	6月1日号	7月1日号	8月1日号	9月1日号
10月1日号	11月1日号	12月1日号	1月1日号	2月1日号	3月1日号

◎印 1ページ相当分

○印 1ページの2分の1相当分